

インフルエンザの出席停止期間について

学校保健安全法施行規則第19条第2号でインフルエンザの出席停止期間は『**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで**』とされています。また、令和4年12月から、医療機関によるインフルエンザ罹患証明書は不要となります。インフルエンザと診断されましたら**保護者の方等が「インフルエンザ経過報告書」を記入してください**。出席停止期間終了後に、「インフルエンザ経過報告書」持参の上、登校してください。

【出席停止期間早見表】

	発症0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 解熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	4日目	登校可能		
	出席停止（6日間）								
2日目に 解熱	発熱		→ 解熱	1日目	2日目	3日目	登校可能		
	出席停止（6日間）								
3日目に 解熱	発熱			→ 解熱	1日目	2日目	登校可能		
	出席停止（6日間）								
4日目に 解熱	発熱				→ 解熱	1日目	2日目	登校可能	
	出席停止（7日間）								
5日目に 解熱	発熱					→ 解熱	1日目	2日目	登校可能
	出席停止（8日間）								

↑ 5日目までは必ず出席停止です

出席停止期間は、自宅で安静に過ごしましょう。お大事にしてください。